

1 法12条により知事が報告対象として指定する建築物

下表の(い)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表(ろ)欄の当該各項に該当するもの(令第十六条第一項に規定するものを除く。)とする。

	(い)	(ろ)	(は)
	用途	規模等	報告の間隔
一	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの、三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの又は主階が一階にないもの	二年
二	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等(入所施設があるものに限る。)、ホテル又は旅館	床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
三	共同住宅	六階以上の階にあるもの	三年
四	学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び大学を除く。)又は体育館	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が二千平方メートルを超えるもの	三年
六	物品販売業を営む店舗	床面積の合計が千五百平方メートルを超え、かつ、二階以上の階にあるもの	二年
七	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	地階若しくは三階以上の階にあるもの又は床面積の合計が千五百平方メートルを超え、かつ、二階にあるもの	二年
八	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が二千平方メートルを超え、かつ、六階以上の階にあるもの	三年

2 法12条により知事が報告対象として指定する建築設備等

- 一 小荷物専用昇降機(平成二十八年国土交通省告示第二百四十号第二第三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。)
- 二 令第十六条第一項に規定する建築物及び細則第二条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)
- 三 細則第二条第一項の建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。(令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。)

法 : 建築基準法
 令 : 建築基準法施行令
 細則 : 埼玉県建築基準法施行細則